

平成 19 年 4 月 1 日  
改正 平成 30 年 10 月 1 日

## 白井市国民健康保険事業市長交際費の支出状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、白井市情報公開条例(平成 11 年条例第 2 号)第 15 条の規定により、市政に関する情報を積極的に提供するため、市長交際費(国民健康保健事業)の支出状況の公表(以下「公表」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第 2 条 公表する情報は、国民健康保険事業市長交際費の支出に係る情報のうち、次に掲げる情報とする。

- (1) 支出項目
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる情報のうち、個人情報保護する上で必要と認められるときは、当該情報の全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の時期及び方法)

第 3 条 公表は、毎月 15 日以後に当該月の前月に支出された国民健康保険事業市長交際費について行う。

2 公表は、市のホームページへの掲載及び市役所情報公開コーナーにおける閲覧により行う。

(事務の処理)

第 4 条 公表に係る事務は、国民健康保険事業の運営に関する担当課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に支出される国民健康保険市長交際費について適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。